

お知らせ
全国健康保険協会(協会けんぽ)加入の被扶養者のみなさまへ

全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入している被扶養者の方も、町内で実施する集団健診(特定健診)を受診することができます。

受診には、協会けんぽが発行している「受診券」が必要となります。受診券をお持ちでない方は、発行申請が必要です。協会けんぽ高知支部までご連絡をお願いします。

なお、集団健診は、町発行の健康ガイド又は町広報で健診日などをご確認のうえ、ほけん福祉課までお申し込みください。

■問い合わせ
全国健康保険協会高知支部(協会けんぽ)保健グループ
☎820-6020



お知らせ
くらしの悩みごと相談所

高知地方事務局と高知県人権擁護委員連合会では、次のとおり「くらしの悩みごと相談所」を開催します。

相談は無料で相談内容の秘密は厳守します。なお、事前予約が必要です。問い合わせ先でご予約ください。

▼日時
6月1日(木)
▼時間
10時～12時
13時～16時

▼会場
高知よさこい咲都合同庁舎9階(高知市栄田町2-2-10)

▼相談担当者
弁護士・司法書士資格を有する人権擁護委員

▼相談内容
家庭や職場、地域社会などにおける差別待遇、セクハラ、DV、いじめなどの人権問題に関するあらゆる相談

■予約・問い合わせ
高知地方事務局人権擁護課
☎822-3503

お知らせ
犯罪被害者等支援員養成講座受講生募集

犯罪や不慮の事故などに遭われた被害者やそのご家族の方々に対し、電話・面談相談や裁判、検察庁への付き添いなどの支援を行っている「こうち被害者支援センター」では、相談や支援を行う支援員を養成する「犯罪被害者等支援員養成講座(基礎講座)」を開講し受講生を募集しています。また、希望者には、「基礎講座」の受講終了後に「性暴力被害に関する「専門講座」を開講します。

▼基礎講座
7月～9月

▼専門講座
10月～12月

▼会場
高知市内
詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ
こうち被害者支援センター
☎854-7511

お知らせ
障害者虐待を予防しよう

虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ障害者虐待防止法の施行により、地域の身近な相談及び通報窓口としてほけん福祉課内に休日や夜間であっても対応可能な相談窓口を設置しています。

障害のある人が家族、施設などの職員、事業主などから虐待を受けていることに気づいたら、ひとりで抱え込まないで速やかに通報してください。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている人だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。障害のある人の安定した生活や社会参加を助けるために、虐待の防止にご協力ください。

■相談及び通報窓口
ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)
☎893-30810

(夜間や休日でも受付します)
※通報をした方の秘密は守られます。

▼こんなことが虐待になります。(下表参照)

身体的虐待	暴力や体罰により身体に傷やあざ、痛みを与える行為
性的虐待	性的な行為やその強要
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
放棄・放任	身近の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないなど、生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること